埼玉地方最低賃金審議会会議公開要綱

- 第 1 条 この要綱は、埼玉地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し埼玉地方最低賃金審議会運営規程(以下「運営規程」という。)及び専門部会運営規程(以下「部会運営規程」という。)の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。
- 第 2 条 運営規程第 6 条及び部会運営規程第 7 条に基づく会議の公開 又は非公開の決定は各審議会等において行う。
- 第 3 条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集について は、審議会等の開催日の14日前(その日が閉庁日の場合はその 直前の開庁日)に、埼玉労働局において掲示する。
- 第 4 条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の 6 日前 (その日が閉庁日の場合はその直後の開庁日)までに、はがき又 はファクシミリにより労働基準部賃金室あて申込むものとする。
 - 2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。
- 第 5 条 傍聴者は、原則として5名とする。
 - 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。
 - 3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することがある。
 - 4 傍聴は申込者(抽選の場合は当選者)本人のみとする。ただし、 前条に規定する介助者についてはこれを認める。
- 第 6 条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

- 第 7 条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。
 - 2 傍聴人は、審議会開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番 号の傍聴人席に着席するものとする。
 - 3 傍聴人には、審議会傍聴に当たっての遵守事項を周知させるも のとする。
- 第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。
 - 2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎 退去命令を発出する。
 - 3 庁舎退去命令にも従わない場合は、所轄警察へ連絡し強制排除 を行うこととする。
- 第 9 条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を 非公開とすることができる。
- 第 10 条 審議会等の会議を公開する場合には、第 4 条及び第 5 条の規定 にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認め ることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始 直前までとする。
- 第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。